

環 循 適 発 第 20033119 号
環 循 規 発 第 20033118 号
令 和 2 年 3 月 31 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会
会 長 永 井 良 一 殿

環境省環境再生・資源循環局長

産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援体制の強化等について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風など大規模な災害が毎年発生している。これらの災害時には、災害廃棄物の処理に関し、貴連合会の会員である各都道府県協会及びその会員企業の皆様には多大なご貢献をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後発生しうる災害時においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第4条の2に基づき、国、地方公共団体、事業者その他の関係者は非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。また、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）では、廃棄物処理事業者などの災害廃棄物の収集、運搬、処理を行う能力を有する事業者が地方公共団体と平時より協定を締結するなどの連携体制を構築し、災害時に災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対する協力を行うことが期待されるとしている。特に、大規模な災害では、多種多様な災害廃棄物が大量に発生するため、産業廃棄物処理業者による支援が必要不可欠である。現在、全都道府県が産業廃棄物処理業界との災害時の支援に関する協定（以下「協定」という。）を締結している。その結果、多くの産業廃棄物処理業者が災害時に地方公共団体等と緊密に連携し、仮置場の管理や災害廃棄物の処理等の支援を行うことで、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に大きく貢献している。他方で万が一、平時の備えが十分ではない場合は、災害時に連携の遅れや混乱が生じる可能性がある。

については、今後発生する大規模な災害に備えて、引き続き、平時から各都道府県協会及びその会員企業と都道府県及び市町村との情報交換を密に行った上で、協定の点検や訓練等も行うことで、災害時の産業廃棄物処理業者による災害廃棄物処理の支援体制を不断に改善し、強化していただくよう、貴連合会会員への協力要請をよろしくお願い申し上げます。また、大規模な災害が毎年発生していることから、少なくとも、以下に示す事項については、次の災害発生に向けて早急に対応の点検や訓練等を行い、必要な改善、強化を図っていただくよう特にお願い申し上げます。

なお、各都道府県協会と都道府県・政令市とが円滑に情報交換できるよう都道府県・政令市に対して、別添を通知している。

記

(1) 災害時に連携する地方公共団体や地方環境事務所との連絡体制の確立

貴連合会会員の各都道府県協会において、大規模な災害時に災害廃棄物の仮置場の管理、収集運搬、処理を担う産業廃棄物処理業者について速やかに調整し、支援要請等ができるよう、支援要請先の候補となる産業廃棄物処理業者の法人名、担当者名、連絡先、支援が可能な事柄と規模（派遣可能な人数、使用可能な機材の種類及び数、処理可能な品目及び量等）等について、予めリストを作成して、各都道府県協会が立地する都道府県・政令市に共有しておくこと。また、関係者間での連絡訓練を行うなど、連絡体制を確立しておくこと。特に、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物、動物又は植物に係る固形状の不要物及び動物の死体など迅速な処理が求められる災害廃棄物が発生した場合に備えて、各都道府県協会がそれらの許可を持つ産業廃棄物処理業者とは迅速かつ確実に連絡が取れる体制を構築しておくこと。

(2) 災害時における組織内の意思決定の迅速化及び地方公共団体や地方環境事務所との連携

大規模な災害時には、限られた情報を基に、支援要請を行う産業廃棄物処理業者、都道府県域を超えた広域的な支援要請の必要性等について所管の都道府県・政令市、被災市町村、環境省等と迅速に調整し、短時間で意思決定する必要がある。

このため、平時から貴連合会、各都道府県協会及びその会員企業との災害時の役割分担の明確化、災害時の決定方法の簡素化や体制強化など、貴連合会や各都道府県協会内における意思決定の迅速化を図るための調整等、迅速な対応について格別のご配慮をされたいこと。また、関係地方公共団体との調整が迅速に行われるよう、平時から災害関連の会議や訓練等に可能な範囲で参画するとともに、災害発生時には発災直後から被災市町村、都

道府県・政令市、地方環境事務所との情報交換の場に参画することを検討するなど、地方公共団体や地方環境事務所との連携に関する調整も行うこと。

以上

環 循 適 発 第 20033118 号
環 循 規 発 第 20033117 号
令 和 2 年 3 月 31 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

災害時の産業廃棄物処理業者との連携体制の強化等について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風など大規模な災害が毎年発生している。大規模な災害では、多種多様な災害廃棄物が大量に発生するため、都道府県・政令市による被災市町村の支援や、地方公共団体と一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者との連携が必要不可欠である。

特に産業廃棄物処理業者を所管する都道府県・政令市に関しては、現在、ほぼ全ての都道府県・政令市が災害廃棄物処理計画を策定し、かつ、全ての都道府県が産業廃棄物処理業界との災害時の支援に関する協定を締結している。その結果、都道府県・政令市による被災市町村への支援や、地方公共団体と産業廃棄物処理業者との連携により、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保するための体制は、一定程度構築されていると考えられる。他方で万が一、平時の備えが十分ではない場合は、災害時に連携の遅れや混乱が生じる可能性がある。

については、今後発生する大規模な災害に備えて、引き続き、平時から市町村や産業廃棄物処理業界との情報交換を密に行った上で、災害廃棄物処理計画や協定の点検、訓練等も行うことで、災害時の産業廃棄物処理業者との連携を不断に改善し、強化していただくようお願い申し上げます。また、大規模な災害が毎年発生していることから、少なくとも、次に示す事項については、次の災害発生に向けて早急に点検や訓練等を行い、必要な改善、強化を図っていただくようお願い申し上げます。環境省においても、引き続き、自治体における災害廃棄物対策の実効性を高めるための図上演習モデル事業の実施、地方環境事務所が事務局の地域ブロック協議会におけるブロック内自治体等による

共同訓練の実施など必要な支援を行っていく。

なお、産業廃棄物処理業界と円滑に情報交換できるよう公益社団法人全国産業資源循環連合会に対して、別添を送付している。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

（1）公共関与による廃棄物処理施設や海面処分場の活用

各都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の5に基づき、法第5条の2に定める廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日環境省告示第7号。以下「基本方針」という。）に即して、都道府県廃棄物処理計画を定めなければならないこととされており、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設や海面処分場の活用についても、既に検討いただいているものと考えている。非常災害時にこれらの施設を速やかに活用できるよう、災害廃棄物の受入条件、受入料金等の詳細について明確化するとともに、立地市町村の理解を得るなど必要な調整を事前に実施しておくこと。また、公共関与による廃棄物処理施設の敷地内に空きスペースがある場合には、仮置場として速やかに活用できるよう、災害廃棄物の仮置きする場合の条件、管理方法等の詳細についても明確化するとともに、立地市町村の理解を得るなど必要な調整を実施しておくこと。

（2）非常災害時の特例制度の周知徹底

非常災害時に災害廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理するに当たって活用できる廃棄物処理法の特例制度（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（平成27年8月6日付け環廃対発第1508062号・環廃産発第1508061号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）参照）について、産業廃棄物処理業者との連携に遅れが生じることがないように、地方公共団体の出先機関等の現場担当者に対しても当該制度の更なる周知徹底を図ること。

（3）政令市以外の市町村に対する支援

政令市以外の市町村については、平時に産業廃棄物処理業者と連携する機会がほとんどないため、災害時に当該市町村が産業廃棄物処理業者と速やかに連携し、災害廃棄物の処理体制を構築することは困難な場合が多い。このため、政令市以外の市町村が災害時に速やかに産業廃棄物処理業者と連携することができるよう、平時から産業廃棄物処理業者と

の連携に関する情報を提供し、当該市町村向けの訓練等を行うなど市町村職員の育成を図るとともに、大規模な災害時に都道府県・政令市の職員を被災市町村に派遣するための体制をあらかじめ検討しておくなど、市町村と産業廃棄物処理業者との連携についてきめ細かく支援するための体制を整えること。

(4) 災害時に連携する産業廃棄物処理業者との連絡体制の確立

大規模な災害時に災害廃棄物の仮置場の管理、収集運搬、処理を担う産業廃棄物処理業者について速やかに調整し、支援要請等ができるよう、支援要請先の候補となる産業廃棄物処理業者の法人名、担当者名、連絡先、支援が可能な事柄と規模（派遣可能な人数、使用可能な機材の種類及び数、処理可能な品目及び量等）等について、予め各都道府県の産業廃棄物処理業の団体が作成したリストの提供を受けるなど産業廃棄物処理業界の協力を得つつ、支援要請先の候補となる産業廃棄物処理業者のリストを作成して、地方環境事務所、市町村、産業廃棄物処理業界と共有しておくこと。また、関係者間での連絡訓練を行うなど、連絡体制を確立しておくこと。特に、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物、動物又は植物に係る固形状の不要物、及び動物の死体など迅速な処理が求められる災害廃棄物が発生した場合に備えて、それらの許可を持つ産業廃棄物処理業者とは迅速かつ確実に連絡が取れる体制を構築しておくこと。

(5) 災害時の組織内における意思決定の迅速化及び産業廃棄物処理業者との連携

大規模な災害時には、限られた情報を基に、被災市町村に対する支援の内容、支援要請を行う産業廃棄物処理業者、都道府県域を超えた広域的な支援要請の必要性等について被災市町村、産業廃棄物処理業界、環境省等と迅速に調整し、短時間で意思決定をする必要がある。このため、平時から都道府県・政令市の産業廃棄物担当と一般廃棄物担当との災害時の役割分担の明確化や災害時の決裁方法の簡素化など、組織内における意思決定の迅速化を図るための調整等、迅速な対応について格別のご配慮をされたいこと。また、産業廃棄物処理業界との調整が迅速に行われるよう、平時から災害関連の会議や訓練等に産業廃棄物処理業界を参画させるとともに、災害発生時には発災直後から被災市町村と都道府県・政令市との情報交換の場に産業廃棄物処理業界も参画を要請する仕組みを検討するなど、産業廃棄物処理業者との連携に関する調整も行うこと。加えて、産業廃棄物処理業界内での調整及び意思決定が迅速になされるよう産業廃棄物処理業界と平時から情報交換を行い、必要な助言を行うこと。

(6) 災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の事実上の搬入規制を行っているケースが見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留し

たり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような法の趣旨や目的に反し、法に定められた規制を超える運用を要綱等により行っている場合については、必要な見直しを行い適切に対応されたい旨を通知等によりこれまで要請してきたところである。

については、特に災害により生じた産業廃棄物の緊急的な処理の必要性に鑑み、生活環境の保全上の支障を防止し、広域的かつ迅速に処理を行う観点から、これらの搬入規制の廃止や緩和を可及的速やかに実施されたいこと。なお、廃止や緩和が困難な場合においては、合理化・迅速化を可及的速やかに実施されたいこと。

以上